

00780

# 鳥取縣公報

昭和十七年七月十七日  
第千三百五十一號

金曜日

## 告示

### 鳥取縣告示第四百六十五號

價格等統制令第七條ノ規定ニ依リ本縣ニ於ケル役用牛馬ノ賃貸料  
左ノ通指定ス

昭和十七年七月十七日

鳥取縣知事 土肥米之

#### 一 農耕牛ノ賃貸料 (一頭ニ付)

時	期	期	最高賃貸料
春	自三月	一日間	三、五〇
同	至七月	三十日間	五〇、〇〇
同	同	九十日間	九〇、〇〇
同	同	一年間	二、五〇
秋	自九月	一日間	三〇、〇〇
同	至十一月	三十日間	九〇、〇〇

- (一) 農耕牛ノ賃貸料ハ凡テ借主ノ負擔トス
- (二) 農耕牛ノ賃貸期間ガ繼續シテ十日間ヲ超ヘザル場合ニ於ケル賃貸料ハ一日間ノ料金ヲ以テ計算シタル額トシ繼續シテ十日間ヲ超ヘ三十日未滿ノ場合ニ於ケル賃貸料ハ三十日間ノ料金ヲ、繼續シテ三十日未滿ノ場合ニ於ケル場合ニ於ケル賃料ハ九十日間ノ料金ヲ、繼續シテ九十日ヲ超ヘル場合ニ於ケル賃貸料ハ一ケ年間ノ料金ヲ以テ其ノ期間ノ賃貸料トス
- (三) 一日ニ滿タザル場合ト雖モ一日ト看做ス
- (四) 耕鞍等ノ器具費及賃貸期間中ノ疾病ニ依ル醫料費ハ借主負擔トス
- (五) 牽付費用ハ貸主負擔トス

種別	期	最高賃貸料
農耕馬	一日間	六、〇〇
運搬用牛	同	三、五〇

00781

運搬用馬

同 六、〇〇

營業用同

〇、〇七 〇、〇六

- (一) 飼料ハ借主持トス
  - (二) 一日ニ滿タザル場合ト雖モ一日ト看做ス
  - (三) 牽付費用及貸貸期間中ノ疾病ニ依ル醫療費ハ借主負擔トス
- 三 飼料ヲ貸主ニ於テ負擔スル場合ハ左ノ範圍内ニ於テ飼料費ヲ加算スルコトヲ得

牛 一日當 七〇  
馬 同 一、〇〇

鳥取縣告示第四百六十六號

昭和十六年六月鳥取縣告示第四百九十六號(水ノ最高販賣價格指定ノ件)中左ノ通改正ス

昭和十七年七月十七日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

一 陸用水販賣價格ヲ左ノ通改ム

一 一般用水販賣價格

販賣種別 種別 單位 五月ヨリ 十一月ヨリ  
十月迄 翌年四月迄

生産者最高販賣價格 工場渡 一 越 一五、五〇 一、一〇〇  
同 (十八貫) 一、一三 〇、八〇

販賣業者最高販賣價格 小口賣 一 貫 〇、三二 〇、一〇

- (一) 一般用水トハ水産水ヲ除ク水ヲ謂フ
- (二) 本表生産者工場渡一角(十八貫)ノ價格ハ一越未滿ノ取引ノ場合ニ於ケル價格トス
- (三) 本表販賣業者販賣價格ハ製氷工場所在市町村(鳥取市賀露及米子市皆生ヲ除ク)ニ於ケル價格ニシテ右地以外ノ販賣業者最高販賣價格ハ左ノ通トス

種別 單位 五月ヨリ十月迄 十一月ヨリ翌年四月迄  
小口賣 一貫 〇、二〇 〇、一七

營業用 同 〇、一五 〇、一三

- (四) 營業用トハ魚屋、飲食店、氷店カ直接自己ノ營業ノ爲ニ使用スルモノニシテ一角(十八貫)以上ノ取引ノ場合ニ於ケル價格トシ一角(十八貫)ニ滿タザル場合ハ小口賣價格ニ依ルモノトス

二 水産水ノ末尾ニ左ノ一項ヲ加フ

(一) 水産水トハ漁船、船積氷及鮮魚介類等ノ出荷輸送用水ヲ謂フ

鳥取縣告示第四百六十七號

西伯郡尚德村負債整理委員會委員ニ左ノ者ヲ選任セリ

昭和十七年七月十七日

00782

鳥取縣知事

土 肥 米 之

小林清一 田子武廣 香田武雄 長谷川弘  
深田種一 高田芳雄 小村英忠 渡部芳夫  
鷺見由三郎

鳥取縣告示第四百六十八號

氣高郡日置谷村負債整理委員會委員ニ左ノ者ヲ選任セリ

昭和十七年七月十七日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

鳥取縣告示第四百六十九號

谷口節藏 山根政藏 尾崎哲郎 木下幸一

食糧管理法第十三條ニ依ル主要食糧ノ現在高及消費高調査ノ申告義務者ニ左ノ者ヲ指定シ其ノ申告期限並主任食糧管理事務取扱員ノ報告期限ヲ左ノ通定ム

昭和十七年七月十七日

一 現在高調査申告義務者

- (一) 米麥及小麥粉配給業者及其ノ團體
- (二) 米麥及小麥粉配給ヲ取扱フ購買組合及購買組合聯合會
- (三) 小麥粉製造業者並ニ其ノ團體

二 消費高調査申告義務者

- (一) 米麥及小麥粉配給業者及其ノ團體
- (二) 米麥及小麥粉配給ヲ取扱フ購買組合及購買組合聯合會

三 現在高調査申告義務者ノ申告期限並主任食糧管理事務取扱員ノ報告期限

(一) 申告義務者ヨリ主任食糧管理事務取扱員ヘ調査日ノ屬スル月ノ二日限

(二) 主任食糧管理事務取扱員ヨリ農産物検査所出張所主任ヘ調査日ノ屬スル月ノ五日限

(三) 農産物検査所出張所主任ヨリ農産物検査所長ヘ調査日ノ屬スル月ノ十日限

(四) 農産物検査所長ヨリ知事ヘ調査日ノ屬スル月ノ十二日限

四 消費高調査申告義務者ノ申告期限並主任食糧管理事務取扱員ノ報告期限

(一) 申告義務者ヨリ主任食糧管理事務取扱員ヘ調査月ノ翌月二日限但シ左ニ該當スル申告義務者ニアリテハ直接知事ヘ調査月ノ翌月五日限

鳥取縣穀物商業組合聯合會

鳥取縣產業組合聯合會

鳥取縣小麥粉卸商業組合

鳥取縣公報 第千三百五十一號 昭和十七年七月十七日 (第三種郵便物認可) 三



00785

- 一 總噸數五噸以上二十噸未満の船舶の新造・改造・轉入・轉出に依る船鑑札交付のこと
- 一 總噸數五噸以上二十噸未満の船舶の積量・測度に關すること
- 一 水産團體實地指導に關すること
- 一 沿岸漁業實地指導に關すること
- 一 漁業(協同)組合經費分賦收入方法認可に關すること
- 一 漁業(協同)組合起債認可に關すること

臨時資金調整法の改正に伴ふ

國債等購入措置の運用處理に就て

(振興課)

臨時資金調整法第十條の二が改正せられて四月一日より實施され、爾後土地其のものを收用せられ又は賣却した者は、その代償として受けた金銭を以て國債等の有價證券を購入せねばならぬやうになつたについては、さきに六月十六日日本縣公報にその概要を記して置いたが、この法律の骨子とするところは簡單であるが、一面國民貯蓄運動は國民の自發的に行はれるべき大運動であつて、この運動の場合も土地其の他の代償金があつた場合は大藏

大臣の命令をまつ迄もなく、自發的に代償金を以て國債を購入せしめることが本法の主旨であるから、大藏省でもこれが國債購入勸奨の方法手續を「臨時資金調整法第十條ノ二運用方針並ニ處理手續要綱」として定めて本法發動前に於ける國債購入運動を展開することとなり、本縣でもこれに即應してその手續きを定めたので、以下その要點を記すこととする。

代償金を以て國債を購入せしめる場合の措置について大綱みにいふと、まづ代償金を支拂つた者は其の事實を報告せねばならぬが、一面報告せぬものがあるとか、其の他報告前でも其の事實を知り得る場合もあるので、市町村では代償金を受取つた者の内一千圓以上に該當する者を調べて取絡め、毎月分を翌月の五日までに報告することになつてゐる。

そして縣ではこの代償金を支拂つた者からの報告と市町村の報告によつて、代償金に依り國債を購入すべきものの該當者が判明するから、これによつて知事よりこれ等の者に對して國債を購入すべきやう勸奨狀を發することとなるのであるが、この勸奨狀は又市町村を経由するので、其の際市町村は豫て送付してある「國債購入豫定計畫書」を添付して、市町村よりも併せて國債購入を勸奨するのであつて、代償金を受け取つた者は知事の勸奨に依り又たは勸奨をまつことなくして「國債購入豫定計畫書」を提出す

00786

スのである。

國債購入は國債購入豫定計畫書に依つて實行すべきであるが、その購入額については知事の勸奨狀にも記載してあるやうに、代償金の入割相當額を建前としてゐる。しかしかゝる高額の國債を購入することの出來ぬ場合も存在するわけであつて、例へば代償金に對して相當の分類所得稅綜合所得稅も課稅されるであらうし樹木の賣却の場合は跡地に苗木を植付けねばならぬ場合もあらう又土地が收用された場合は他に適當の土地を求めねばならぬといふ風に例をあげれば際限がなく、入割の全額購入は無理と思はれる點もある。又國に於ても本法發動前の國債購入額を入割として強制して居るものでもないので、本縣に於てはハッキリ代償額の二割以上を國債購入として、残りは長期貯蓄として適宜貯蓄せしめることとしたのである。

即ち縣の取扱としては二割以上の國債購入豫定者は縣の指示をまつことなく豫定通り購入せしめ、購入豫定額二割以下の者に對しては縣に於て其の理由を調査して、適當と認める場合はそのまゝとし不適當と認める場合は適當に訂正購入せしめる豫定である又特殊の理由に依つて土地其の他を賣却した爲國債購入を爲し難い理由のある者は、強いて國債を購入せしめるわけではなく、從つて借金のある者は第一にこれを返却し、しかして後國債を購入す

るなり他 長期貯蓄を實行するなりすべきである

以上が土地其の他のものを收用せられ又は賣却した場合に於ける國債等の有價證券購入保有に關する手續の概要であるが、右のやうな手續きによつて知事から國債購入を勸奨してもなほこれに應じない場合は、縣はやむなくこれを大藏大臣に報告せねばならぬのであつて、大藏大臣に於ては再び勸誘して、尙應じない場合は本法によつて國債の購入保有を命ずることとなるわけである。しかししてこの際に於ける國債購入額は概ね入割とし、又何年もしくは何十年其の國債を賣却してはならぬといふことを命ぜられることとなる。

尙提出書類は總て市町村を経由するのであつて、大藏大臣宛の省令第二十七號による報告書、即ち五千圓以上の代償金を支拂つたといふ報告書も一應縣に止めるものであるから、總て書類は市町村に提出すればよいのである。

乳幼児養育上の一般注意

(衛生課)

時局下我が人口増強策の絶対緊切な要務であるに鑑み、過般來乳幼児死亡率減少並に健康の増進を目ざして母性の心得、母乳哺

00787

育、人工榮養、離乳等に關し概要を記して各位の參考に資したのであるが、なほその他の諸點に關して育兒上留意すべき事項を述べて乳幼児養育上に完璧を期したいと思ふ。

(1) 顔貌と氣嫌 健康な乳兒は潑刺とした顔貌明らかな目の光澤、櫻色にうるんだ唇、つや／＼しく張り切つた皮膚、活潑な運動などからわかるものである。もし顔貌が暗く氣嫌の悪いときは健康を悪くしてゐる證據と見てよい。

(2) 食慾 育兒上常に乳兒の食慾に注意するといふことは最も大切なことである。なんとすれば健康な乳兒は食慾が旺盛であつて、もし何日もより食慾がなければ健康を害してゐる徴である。

(3) 大便 乳兒の大便に注意することは最も大切である。健康な人乳榮養兒に於ては卵黃色で質も均一であり、臭ひも割合に少いが、牛乳榮養兒に於ては白味がかり、水分も少く幾分不快な臭ひがあり、便の回数も比較的少い。一般に乳兒の便の回数はいろいろであるが一日二―三回、又は一―二回のことが多いのである。これ以上に回数が多くなつたり、臭ひも悪くなつて粘液を混じ、綠色となり、水分も著しく多くなるやうな時は消化器の病氣が考へられるから注意しなければならぬ。

(4) 睡眠 俗にねる子は育つといはれるやうに、健康な子はよく眠るものであつて、生れたばかりの乳兒は一日二十時間以上も

眠るのが普通であるが、育つに従つて睡眠時間が少なくなつて来る神經的な子供は一般に目ざとく、睡眠中に急に泣き出すやうなことがあれば何か病氣のある證據である。

(5) 新鮮な空氣と日光 新鮮な空氣と日光の必要なことは食物の必要と同様である。従つて時々戸外に出して外氣に當て、皮膚を鍛錬し、運動させることは健康増進に缺くべからざることである。

(6) 衣服・襪・布團 これらのものは時局から成るべく贅澤を避けて清潔を旨とせねばならぬ。唯直接乳兒の膚に觸れるものは純綿とすべきであつて、スフ製のもは汗の吸収も悪く、又保温の點からいつてもよくない。其の他冬期に於て衣服や布團等をあまり厚着させることは、皮膚の抵抗を弱める害があるから注意せねばならぬ。

(7) 入浴 時々入浴させることを怠つてはならぬ。

(8) 健康相談 丈夫なときの育兒相談を怠らず、又その度毎に体重を測つて乳兒の發育に留意せねばならぬ。

(9) 軽い病氣の手當 乳兒は大人と違つて身体が弱いから病氣にかゝつたら軽いうちに成るべく早く手當をせねばならぬ。重くなつてから醫者に診て貰つても手遅れとなることが多い。殊に氣管やカタル、肺炎で死亡する乳兒の數はななかも多く、一年

00788

間には四萬以上にも達してゐるから、冬季に於ける乳兒の感冒には特に氣をつけねばならぬ。

(10) 傳染病の注意 麻疹、百日咳、ジフテリー、感冒、結核等傳染する病人の側へは決して乳兒を連れて行かぬやう氣をつけ、又多數集會の場所にも連れぬやう注意が肝要である。

(11) 定期種痘 生後滿一年の乳兒は必ず定期種痘をしなければならぬが、それ以前でも天然痘の流行がある時や、乳兒を連れて滿洲や支那等感染の懼のある土地に旅行する場合は特に種痘を要する。

(12) 玩具・繪本 乳幼兒の智慧は玩具繪本等によつて啓發されることが多いから、其の年月齡に適當した物を與へることが大切である。又決して危険な物を持たせてはならぬ。

### コルクの原料

#### アベマキ樹の剝皮は今が好季

(林務課)

コルク製品の需要は従來内地産アベマキ樹皮の外、毎年二百萬貫のコルクを輸入して之を充足し來つたのであるが、今日に於て

は全面的に内地産アベマキ樹皮に依存しなければならなくなり、而も之が生産確保は其の用途上現下の急務である。

依つて縣では目下アベマキ樹皮の好季にあたり、本年度に於て十五萬貫の生産確保を期することとなつたので、各位に於ては次の事項を諒知の上一段の配意協力を切望する次第である。

#### 一 生産集荷統制方針

イ 昨年六月縣令第二十八號アベマキ樹皮検査規則に定める規格に調整し、産地最寄自動車運搬の可能な道路に集荷の上縣の検査を受けること。

#### 参考 (規則抜萃)

(一) 結束は藤藁等を用ひ三ヶ所編とし、縮木は中央に一本兩端に各一本とする。

(二) 結束の外形は長さ四尺、巾二尺、高さ二尺五寸を標準とする。

(三) 正味量目は十五貫を標準とし、貫未滿の端數を生じた時は一位に止め二位以下は切捨てる結束の外形及び正味量目は(二)(三)の標準より増減二割を超えることは出来ない

(四) 出荷方法、荷受人等は追つて通知するから、受檢の上一定場所(前記縣管検査の場所)に集荷して置くこと。

#### 二 公定價格

昨年六月二十六日農林省告示第四百十三號指定一等品(樹皮の切口最大の厚四分以上のもの)一貫當六圓五十錢、二等品(樹皮の切口最大の厚四分未満のもの)十貫當五圓であるが、併し各等級の混入せるものは二等品の價格であつて、右價格は産地最寄自動車運搬可能道路渡である。

三 指導獎勵方針

- イ アベマキ樹の新植獎勵(私有、社寺有林二反歩以上、公有林一町歩以上の集團的造林に對して獎勵金を交付する)
- ロ アベマキの幼令樹に對しては保護に努め、伐採跡地の萌芽に對しては特に撫育保護を圖ること。
- ハ 薪炭林を伐採する場合成るべくアベマキ樹は残すこと。
- ニ 薪炭林改良指導員、林産物検査員等の指導に依つてアベマキ樹皮増産の開發を圖ること。

夏期ラヂオ体操の會

來る二十一日よ八月二十日まで

(學務課)

大東亞戰下ラヂオ体操を行つて身体を強健にすると共に不撓不

屈の精神を鍊成することは、大東亞戰が如何に長期に亘らうとも克之に耐え、米、英、蔣を徹底的に擊摧し、明るい大東亞共榮圈を建設する上に緊要なことである。

夏季ラヂオ体操参加者は年々増加の傾向にあつて喜ばしい次第であるが、本年も來る二十一日より八月二十日までの一ヶ月間に亘つて、全國的に夏季ラヂオ体操の會が行はれることになつたので、本縣でも縣下各學校々庭、神社佛閣境内、公園、道路、廣場工場、鑛山其の他適當な場所に於て實施することとなつた。

之は例年の如く毎日午前六時より勇壯な行進曲又はラヂオ体操の歌が放送され、終つて二十分間學校職員其の他適當な指導者に依りラヂオに合せてラヂオ体操第一連續一回、同じく第二若しくは第一連續二回、同じく第三連續一回行ふことになつてゐるが、体操を行ふ前に必ず毎朝國旗掲揚、宮城遙拜、君ヶ代齊唱をすることを忘れてはならない。切に一般の多數参加を希望すると共に、學校當局及び各家庭に於ては學生々徒兒童は必ず参加するやう勸奨せられたい。

× × ×

在郷傷痍軍人の再起奉公の手記募集

(社會課)

今回軍事保護院で傷痍軍人に對し再起奉公の志操を涵養せしめる資料とするため、既往の戰役又は支那事變に於て傷痍を受け或は疾病に罹つた傷痍軍人から再起奉公の体験手記が募集されることとなつたので、縣では次の要項に依り縣下在郷傷痍軍人の中から右手記を募集して軍事保護院へ申達することとなつた。多數の應募を切望する次第である。

一 應募手續

イ 應募者は在郷傷痍軍人であつて、大日本傷痍軍人會支部と連絡の上應募すること。

ロ 四百字詰原稿用紙二十枚以内。但し應募者は現住所、元兵種官等級、症狀等差、職業、氏名を別に併記すること。

ハ 前記の趣旨に則り傷痍軍人となる以前の境遇、傷痍軍人となり再起奉公して現在に至るまでの過程及び心境等を赤裸々に記述すること。文体は隨意

二 締切期日

イ 本に於ける締切期日は八月五日であつて、縣社會課軍人援護係宛送付すること。

ロ 縣では應募原稿を取纏めて八月三十日までに軍事保護院に送付する。

三 審査方法

イ 縣では陸海軍關係當局、大日本傷痍軍人會鳥取支部及び學識經驗者を以て審査委員會を設置し、審査の上優秀と認めるもの三篇以内を軍事保護院に送付する。

ロ 軍事保護院では更に陸海軍關係當局、大日本傷痍軍人會及び學識經驗者を以て審査委員會を設け、道府縣より申達せられたものを審査する。

四 入選

二十名、外に選外佳作若干名。

五 入選發表

十月中適當な方法に依り發表する。

六 褒賞

入賞者には軍事保護院總裁より記念賞を、選外佳作には薄謝を呈する。

尚ほ詳細は縣社會課軍人援護係宛問合せられたい。

# 國防泳法指導者講習會

(社會教育課)

大東亞戰下皇軍の活躍目ざましく、今や東洋の天地は悉く皇威に光被せられんとし感激極りない次第である。しかしこの間海上はもとより陸上活動にしても水泳の必要を痛感せしめらるゝもの夥しく、國民の水泳能力養成は洵に喫緊事といはねばならぬ。

即ち縣では今回青少年に正しき泳法を修熟せしめ、青少年の体力並に國防能力の増強を圖る爲、これが指導者に國防上正しき泳法並に指導法を修得せしめ、以て壯丁皆泳の實を擧げることとし鳥取縣青少年團と共同主催の下に次の要綱によつて國防泳法指導者講習會を開催することとなつた。

一 會場 會 期 參 集 區 域

賀露 七月二十日午前九時より 鳥取市、岩美郡、八頭郡

同二十一日午後三時まで 氣高郡寶木村以東

入橋 同二十二日午前九時より 東伯郡、氣高郡正條村以西

同二十三日午後三時まで 西伯郡御來屋町以東

淀江 同二十四日午前九時より 米子市、日野郡

同二十五日午後三時まで 西伯郡御來屋以西

二 出席者

中等學校教員 游泳可能の者各一名

青年學校教員・國民學校教員・青少年團指導者中、游泳可能の者各町村一名宛

三 修練内容及指導者

1 國防と泳法 吳海軍鎮守府派遣教官

2 青少年体力の増強と泳法 社會教育課長

體育運動主事

3 泳法實地指導、泳法醫事並に救急法、体力草檢定

吳海軍鎮守府派遣教官

體育運動主事

四 携行品

水泳着又は水泳褲、水泳帽、筆記用具、辨當、水筒、其他

◎週報、寫眞週報掲載内容(七月十五日發行)

▲週報(三〇一號)

◎大東亞戰争下の防諜

△聖戰現段階に於ける防諜△わが國におけるスパイ事件の實例

△國民防諜六訓

◎戰時標準船 ○本年度の電力動員計畫について

◎日本醫 團の誕生 ○高等女學校における學 日の取扱について

# 寫眞週報 (二二九號)

○海の記念日

△少年よ海へ行けー岡山縣兒島海員養成所

△戰時標準船大量生産へー〇造船所

○徹底的防諜

△白日の下に曝された敵側諜報、謀略、宣傳の實例の数々

フイツシャ一事件、レオナルド事件等

△外人崇拜は賣國行爲の第一歩

敵性外人におどらされた日本人の實例

△旅行や通信と防諜心得 △上海の米英諜報團檢舉

○一萬人の銃劍術

○米國邦人二世に強制移住を強行す

米誌所載の寫眞から邦人の安否を知る

○子供の信用組合ー兵庫縣味間國民學校

# ◎ 行旅死亡人

- 一 本籍 住所 氏名 不詳
- 二 男女ノ別 男子
- 三 生後 嬰兒

- 四 着衣 紺綿チリメン風呂敷
  - 五 遺留品 ナシ
  - 六 死亡別 年月日 遺棄死体 昭和十七年五月十八日發見
  - 七 發見場所 福井縣鹿森村大桐地籍鐵道沿線
  - 八 警察署ヨリ引渡ヲ受ケタル年月日 昭和十七年五月十九日
  - 九 假埋葬年月日及場所 昭和十七年五月十九日、福井縣今庄村火葬場附近ニ假埋葬ヲナス
- 右心當リノ向ハ直接該村長宛照會相成度

# ◎ 行旅死亡人

- 一 本籍住所 身分職業店員風氏名不詳推定年齢二十歳前後
- 一 男女別 男子
- 一 人 相 身長 五尺五寸位顔丸顔頭髮五分刈白毛交リ眉濃目鼻穴大口並齒並揃ヒ奥齒右下一左下二虫齒体格良ク肥リタル方
- 一 着 衣 紺羅紗詰襟學生服上下、毛製品、襦衣下部二三寸位角色毛糸ニテ編ミタリ
- 一 所持品 紙ツ、ミ一錢アルミ貨四枚木製認印「鈴木」一ヶ
- 一 死亡別年月日 變死、昭和十七年五月二十四日
- 一 死亡ノ場所 相馬郡大野村大字石上字南白鬘一九九

一 假埋葬年月日及場所 昭和十七年五月二十五日大野村石上字  
赤前共同墓地  
一 取扱者 福島縣相馬郡大野村長猪狩雄祐  
右心當リノ向ハ直接該村長宛照會相成度

◎ 行旅死亡人

本籍、住所、氏名不詳 推定三十歳位ノ男、身長五尺二三寸位、  
頭髪長、着衣國防色古ジヤンパー、同作業ズボン、下衣  
メリヤスシャツ、ズボン下、猿股、地下足袋、所持品草  
ノ葉包金貳拾貳錢、菅笠大形一個、  
右本月十五日同村五位尾ヨル白萩村へ通ズル道路附近炭小屋ニ死  
後二十五日位ノ死体發見當所ニ假埋葬ス  
(聞ク所ニヨレバ右ノ者ラシキ者)顔長中肉色黒)五月二十日上市  
町方面ヨリ中新川郡南加積村ヲ通過シ白萩村中村方面へ向ヒタ  
ルモノノ如シ)  
右心當リノ向ハ直接富山縣山加積村長宛照會相成度

◎ 行旅死亡人

一本籍、住所、氏名、年齢、性別、職業  
本籍住所不詳、自稱宇田繁吉、推定五十歳位ノ男、無職

昭和十七年七月十七日印刷  
昭和十七年七月十七日發行

二 相貌 特徴 身長五尺一寸位、顔長ク、額廣ク眉毛太ク目、  
口各並ノ鼻隆ク、長ク、耳並、頭髪一寸位、特徴左上膊宇  
田、右上膊繁吉ノ文身アリ  
三 著衣及所持金品 著衣破レ丹前、黒外套綿半天各一、草履一  
所持金品ナシ  
四 警察署ヨリ引渡ヲ受ケタル年月日 昭和十六年六月二十六日  
五 假埋葬年月日及場所 昭和十七年五月十六日函館市山脊泊共  
同墓地  
備考 右昭和十六年六月十三日ヨリ行旅病人トシテ救護中ノ處  
昭和十七年五月十五日午前六時死亡ニ依リ假埋葬ス  
六 取扱者 函館市長  
右心當リノ向ハ直接該市長宛照會相成度

鳥取縣 鳥取市 東町 縣  
發行所 鳥取市 東町 縣  
鳥取縣 氣高郡 大正村 大字 古海  
印刷所 鳥取市 刑務支所